

入間市工場立地法地域準則条例（原案）

○入間市工場立地法地域準則条例（案）

令和●年●月●日

条例第●号

（趣旨）

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合）

第3条 この条例を適用する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）	環境施設の面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の工業専用地域（以下「工業専用地域」という。）及び同法第7条第3項の市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）	100分の10以上	100分の15以上
都市計画法第8条第1項第1号の工業地域（以下「工業地域」という。）のうち、大字上藤沢、大字下藤沢、狭山台一丁目及び狭山台四丁目にある工業地域	100分の15以上	100分の20以上
工業地域のうち、大字野田、大字仏子にある工業地域並びに都市計画法第8条第1項第1号の準工業地域、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二	100分の20以上	100分の25以上

種住居地域、準住居地域、近隣商業地域 及び商業地域		
------------------------------	--	--

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第4条 特定工場の敷地が前条に規定する区域のうち、2以上の区域にわたる場合における同条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合(以下「敷地割合」という。)につき、同条の区域の敷地割合が最も高い区域に係る同条の表の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用する。

(建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合)

第5条 工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号)第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び同令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合まで緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができるものとする。

(他の地方公共団体の長との協議)

第6条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたるときは、市長が当該地方公共団体の長と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

(周辺環境への配慮)

第7条 第3条の規定による緑地面積率又は環境施設面積率の適用を受ける特定工場を設置しようとする者及び設置している者は、緑地の質的な充実と管理、緑化の推進に役立つ活動及び当該特定工場の周辺地域における生活環境の保全に寄与する社会貢献活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場(以下「既存工場等」という。)において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、第3条第1項の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める表に規定する式によって行うものとする。

(1) 既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる1の業種に属する場合

既存工場等が存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
工業専用地域 市街化調整区域	$G \geq (P/\gamma) (0.1 - (G0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.1 - (G0/S)) > 0.1S - G1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G1$ とし、 $0.1S - G1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma) (0.15 - (E0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.15 - (E0/S)) > 0.15S - E1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E1$ とし、 $0.15S - E1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
工業地域のうち、大字上藤沢、大字下藤沢、狭山台一丁目及び狭山台四丁目にある工業地域	$G \geq (P/\gamma) (0.15 - (G0/S))$ だし、 $(P/\gamma) (0.15 - (G0/S)) > 0.15S - G1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G1$ とし、 $0.15S - G1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma) (0.2 - (E0/S))$ だし、 $(P/\gamma) (0.2 - (E0/S)) > 0.2S - E1 > 0$ のときは $E \geq 0.2S - E1$ とし、 $0.2S - E1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
その他の地域	国の準則に準ずる	国の準則に準ずる

備考 この表において、G、P、 γ 、G0、S、G1、E、E0及びE1は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

G0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

E0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環

境施設の面積の合計を超える面積

E1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

(2) 既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合

既存工場等が存する区域	当該生産施設的面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設的面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
工業専用地域 市街化調整区域	$G \geq \sum_{j=1}^n \left(\frac{P_j}{\gamma_j} \right) \left(0.1 - \left(\frac{G_0}{S} \right) \right)$ <p>ただし、 $\sum_{j=1}^n \left(\frac{P_j}{\gamma_j} \right) \left(0.1 - \left(\frac{G_0}{S} \right) \right) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは$G \geq 0.1S - G_1$とし、$0.1S - G_1 \leq 0$のときは$G \geq 0$とする。</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n \left(\frac{P_j}{\gamma_j} \right) \left(0.15 - \left(\frac{E_0}{S} \right) \right)$ <p>ただし、 $\sum_{j=1}^n \left(\frac{P_j}{\gamma_j} \right) \left(0.15 - \left(\frac{E_0}{S} \right) \right) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは$E \geq 0.15S - E_1$とし、$0.15S - E_1 \leq 0$のときは$E \geq 0$とする。</p>
工業地域のうち、大字上藤沢、大字下藤沢、狭山台一丁目及び狭山台四丁目にある工業地域	$G \geq \sum_{j=1}^n \left(\frac{P_j}{\gamma_j} \right) \left(0.15 - \left(\frac{G_0}{S} \right) \right)$ <p>ただし、 $\sum_{j=1}^n \left(\frac{P_j}{\gamma_j} \right) \left(0.15 - \left(\frac{G_0}{S} \right) \right) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは$G \geq 0.15S - G_1$とし、$0.15S - G_1 \leq 0$のときは$G \geq 0$とする。</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n \left(\frac{P_j}{\gamma_j} \right) \left(0.2 - \left(\frac{E_0}{S} \right) \right)$ <p>ただし、 $\sum_{j=1}^n \left(\frac{P_j}{\gamma_j} \right) \left(0.2 - \left(\frac{E_0}{S} \right) \right) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは$E \geq 0.2S - E_1$とし、$0.2S - E_1 \leq 0$のときは$E \geq 0$とする。</p>
その他の地域	国の準則に準ずる	国の準則に準ずる

備考 この表において、G、G0、S、G1、E、E0及びE1は、(1)の表の記号の意義と同様とし、

n、Pj及びγjは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n 当該既存工場等が属する業種の個数

Pj 当該変更に係るj業種に属する生産施設的面積

γj j業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合